

倉敷民商弾圧事件・

禰屋裁判傍聴記

吹田民主商工会常務理事 西尾 栄一

12月21日禰屋裁判の第14回公判が行われました。この日も傍聴席は満杯でした。この日の公判は30分程度で終わるだろうといわれていました。それでも参加したのは、今後の審理展開を決める重要な公判であると教えていただいたからです。傍聴人の数が減らなければよいがと思い、1時半に傍聴券をもらいに行くに既に数十名が並んでいました。広島からは大型バスもきました。大阪も三谷会長や増田さん、中田先生、美濃出夫妻などが参加。愛知や北九州からも参加がありました。そして、何よりも毎回地元の皆さんが運動を支えていただいています。本当にありがたいことだと思います。



開廷後、弁護団が「禰屋さんは無罪」として冒頭陳述を行いました。まず、千田弁護士が法人税法違反事件について無罪を主張しました。禰屋さんは1年のうち決算期の数回だけI建設に出向き、社長夫人のFの指示に沿って決算実務を手伝ったにすぎないこと、消費税の計算上必要な聞き取りを行っただけで「完成工事」の選別は一切していないこと、期末商品棚卸についてもFの指示に従っただけと説明しました。また、I建設から（売上の）減額依頼も相談もないこと、税務調査の妨害も帳簿の隠匿もしていないと主張しました。そして、I建設から禰屋さんに対する利益供与も一切ないことも強調しました。

続いて清水弁護団長が税理士法違反事件について無罪を主張しました。申告書の作成はパソコンによる機械的な入力であること、特別会費は対価ではなく負担金であること、民商会員は税理士法という「他人」ではないこと、「業」にもあてはまらないこと、民商は申告納税制度を推進する扶助組織であること等を主張しました。また、民商・全商連の運動、税理士法と弁護士法との関係、公訴権乱用についても説明しました。

弁護団は、今後の弁護士立証において、太田芳郎全商連副会長、山室功税理士・元国税局法人税担当職員、倉敷民商会員、船山泰範・日本大学法学部教授等を証人として採用するように請求していますが、それは今後の審理に委ねられています。今回は1月22日朝10時から禰屋さん本人の尋問が行われます。裁判所や検察は禰屋さん

に対する質問のみで、証人採用はしないで公判を打ち切りたいようですが、丁寧な審理を求める弁護団の正論が裁判所を動かそうとしています。尚、この日も、禰屋さんの保釈条件の関係で、小原さん、須増さん、倉敷民商の役員の皆さんは参加することができませんでした。あまりに禰屋さんの人権を無視した対応に怒りの声が挙がっていました。

班会・支部集会開催される

江坂東支部では18日（金）昼2時より焼肉サンキューさんで4名の会員さんが参加して、来春の確定申告に向けて学習を行いました。村山支部長は「しっかりと記帳するためにも学習が大切です。今日はじっくりと学びあいましょう。」とあいさつされました。自主計算パンフレットを読み合わせしながら、記帳の交流を深めました。また消費税についても、本則課税と簡易課税どちらが有利か実際に



数字を出して検討しました。パソコンを使って記帳している修理業の会員さんは「日常的に数字をパソコン入力しているの、今は当たり前のようになっていきます。計算が正確になり楽ですね。昨年との比較もしていて、売上や経費の科目別金額がどうなっているかながめていきますよ。」飲食店の会員さんは「インボイスが導入されると私の商売やついでいけなくなるよ。本当に腹が立つな。」と怒りをぶつけました。最後に皆で消費税増税反対署名を集めようということになりました。

片山支部の12日（土）の竹田さん宅での班会には3名が参加しました。参加した整骨院の吉田さん（仮名）は、「消費税は社会保障に使うと言っていたのに、今、自分たちの業界が行う施術の保険は少しが強められています。そのため患者さんがどんどん減っています。」と消費税が社会保障に使われていないことを実感されています。また、来年から消費税の申告をすることになっている小田さん（仮名）は、本則課税と簡易課税のどちらが有利か真剣に話しを聞いておられました。

あい川支部の12日（土）の支部集会は参加が2名でしたが、参加された橋本さん（仮名）は「今、簡易課税で消費税の申告をしています。インボイスが導入されて簡易課税制度がなくなることになると大変な負担になります。増税反対の署名をできるだけたくさん集めたいと思います。」と話されました。

各地の班会・支部集会では、悪政に反対する活発な議論が行われています。

商工新聞は経営のヒント・ノウハウの知恵がいっぱい 毎週必ず届けましょう
会費集金は会員の心をあつめる活動です 毎月10日までには集めましょう